

カナダを相手国とするTokyo2020ホストタウン登録に向けた取組について

平成28年8月5日

市 民 部

1 目的

盛岡広域が連携してスポーツツーリズムの推進の一環として事前キャンプ誘致に取り組んでいる中で、国からホストタウン構想が示されたことから、誘致活動促進に資するとともに、カナダをホストタウン交流の相手国として交流を行い、ILC誘致を見据えた国際化の推進をはじめ、スポーツの推進、教育文化の向上、観光の振興、Tokyo2020に対する開催機運の醸成等を図ることにより、当市総合計画の目指す将来像「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」の実現を目指すものである。

※ホストタウンとは

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化等を推進する取組であり、「ホストタウン推進要綱」に定められた要件を満たす地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、全国各地に広げようとする政府の構想。

(ホストタウンの取組内容)

- ① 住民と来日する選手、関係者等との交流や日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流。
- ② ①の交流に伴い行われるスポーツ振興、教育文化の向上、共生社会の実現に向けた取組。

2 相手国選定理由

1985年（昭和60年）にカナダ、ビクトリア市と姉妹都市提携を行い、以来、5年毎に両市の訪問団が相互に訪問し交流を続けているほか、文化、経済、教育、スポーツなど幅広い分野での交流を続けていることから、相手国をカナダとしたものである。

3 交流計画概要

- ア 姉妹都市交流（ビクトリア市）
- イ 事前キャンプの受け入れ
- ウ 相手国選手・関係者との交流
- エ 日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流
- オ 国際競技連盟基準を満たす施設への改修

4 ホストタウン登録のメリット

- (1) ホストタウン交流計画に基づき市民が相手国選手・関係者と交流を図ることは、市民が非日常を経験し、異なる文化とふれあうことであり、市民の国際感覚の醸成につながる。

- (2) Tokyo2020開催年にとどまらず、年次計画により交流を進めることで、Tokyo2020に対する一体感や開催機運を高めることができること。
- (3) 世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックの力を、市民のスポーツ意欲の増進や国際理解の促進、地域の活力の醸成につなげることができること。
- (4) 通年型スケートリンクを活用した冬季競技種目の誘致が可能になること。
- (5) 交流に係る取組に対する対象経費の一般財源合計額の2分の1が特別交付税措置の対象となること。
- (6) 施設改修に対する地方債（地域活性化事業債（充当率90％、交付税措置率30％））措置（夏季オリンピック競技の施設改修のみ対象）の対象となること。

5 これまでの経緯

平成27年12月11日 ホストタウン第1次登録申請締切（申請見送り）

平成28年5月13日 ホストタウン第2次登録申請書提出

6月14日 第2次登録申請審査結果通知（継続審査）

6 今後の対応

第2次登録申請の結果を踏まえ、第3次登録に向けてカナダの競技団体を訪問・プロモーション活動を行い、相手国との交渉を進める。（8月補正予算要求予定）

(1) カナダ競技団体等への誘致活動

現在想定している競技

- ・スポーツクライミング
- ・ラグビー（7人制）
- ・バレーボール（紫波町との連携）

※ このほか、バスケットボール、サッカー、冬季競技（カーリング、スケート）等の競技団体や在カナダ日本国大使館などの関係機関についても検討中。

※ 派遣職員 3名

(2) 誘致活動用プロモーション映像作成

事前キャンプ誘致の誘致活動において使用する英語版のプロモーション映像を作成し、カナダの競技団体に対し、盛岡市及び広域市町の誘致対象施設の概要や魅力を効果的に伝える。

7 今後のスケジュール

平成28年11月上旬 カナダ競技団体訪問

平成28年11月下旬 第3次登録申請審査結果公表

平成29年度以降 ～交流計画に基づく交流事業の展開～

8 ホストタウンの登録状況

第1次登録では44件（57自治体）、第2次登録では47件（67自治体）がホストタウンとして登録され、全国で91件（124自治体）となっている。東北では、岩手県を除く5県で12件（13自治体）が登録されている。

なお、和歌山県がカナダを相手国としてホストタウン登録されており、カナダ競泳チームの事前キャンプ実施が決定している。